## 第55回 理 事 会

2 O 2 4 年 3 月 1 5 日証券・金融商品あっせん相談センターC 会 議 室

## 議案

(報告事項)

第1号議案 2023年4月~12月における紛争解決業務等の状況について

第2号議案 2023年度 事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込みについて

(審議事項)

第3号議案 2024年度 収支予算成立前における通常経費の支出等について

第4号議案 運営審議委員会委員の選任について

第5号議案 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について

以 上

# 2023年4月~12月における 紛争解決業務等の状況

2024年3月15日

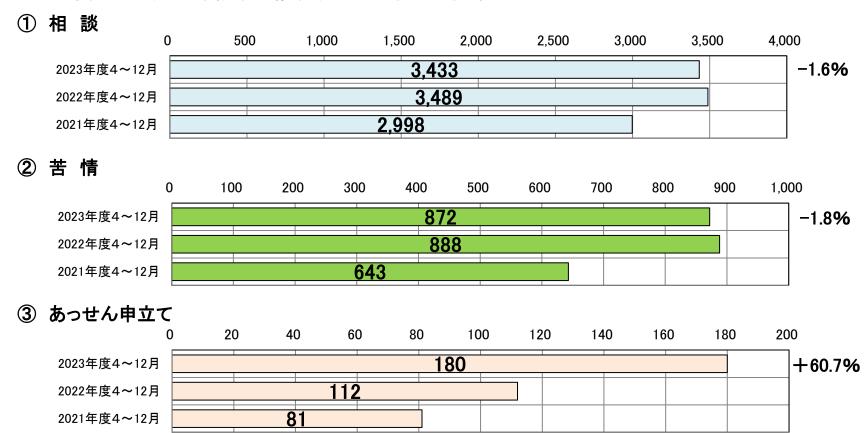
須見

世



## 2023年度4~12月の相談、苦情、あっせんの状況について

## 1. 2023年度4~12月の相談、苦情、あっせん申立て件数



## 概況:

前年同期に比べ、相談及び苦情の件数は僅かに減少(それぞれ-1.6%、-1.8%)しましたが、あっせん申立ての件数は大幅に増加(+60.7%)しました。

## 2. 2023年度4~12月の相談、苦情、あっせん申立ての内容別内訳

## ① 相 談

	**Z	2023年度	4~12月	2022年度4~12月			
	類型	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)		
制度		1,091	31.8	908	26.0		
	うち証券会社	609	17.7	503	14.4		
	センター業務	240	7.0	165	4.7		
	取引制度	102	3.0	86	2.5		
勧誘		297	8.7	406	11.6		
	うち説明義務	153	4.5	217	6.2		
	適合性	84	2.4	93	2.7		
	強引	44	1.3	60	1.7		
売買耳	<b>気引</b>	447	13.0	659	18.9		
	うち売買一般	193	5.6	349	10.0		
	取引制度	148	4.3	188	5.4		
	扱者主導	39	1.1	36	1.0		
事務処	<b>D</b> 理	566	16.5	446	12.8		
投資選	<b>重用</b>	18	0.5	29	0.8		
投資助言		17	0.5	17	0.5		
その化	<u>t</u>	997	29.0	1,024	29.3		
	合 計	3,433	100	3,489	100		

## 概況:

前年同期に比べ、「制度」及び「事務処理」に関する相談が大幅に増加(それぞれ+183件・+20.2%、+120件、+26.9%)し、「勧誘」及び「売買取引」に関する相談は大幅に減少(-109件・-26.8%、-212件・-32.2%)しました。

「その他」には、当センターの対象業務ではない事項に関する相談を含みます。

## 2. 2023年度4~12月の相談、苦情、あっせん申立ての内容別内訳

## ② 苦情

#### 2022年度4~12月 2023年度4~12月 類 型 件数 構成比(%) 件数 構成比(%) 勧誘 47.7 413 46.5 416 うち説明義務 305 350 263 296 適合性 43 4.9 54 6.1 強引 37 4.2 57 6.4 売買取引 205 23.5 249 28.0 うち売買一般 65 7.5 66 7 4 取引制度 6.2 85 54 9.6 扱者主導 30 3.4 33 3.7 事務処理 149 17.1 121 13.6 投資運用 7 8.0 4 0.5 投資助言 3 4 0.3 0.5 その他 92 97 10.6 10.9 計 合 872 100 888 100

## ③ あっせん申立て

	類型	2023年	度4~12月	2022年	度4~12月	
	類 空	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	
勧誘		167	92.8	92	82.1	
	うち説明義務	133	73.9	62	55.4	
	適合性	24	13.3	22	19.6	
	誤った情報の提供	6	3.3	4	3.6	
売買	取引	11	6.1	19	17.0	
	うち過当売買	1	0.6	5	4.5	
	無断売買	1	0.6	1	0.9	
	システム障害	1	0.6	1	0.9	
事務	処理	1	0.6	1	0.9	
投資	運用	1	0.6	ı	-	
投資	投資助言		_	_	-	
その	他	-	_	_	_	
	合 計	180	100	112	100	

#### 概況:

苦情では勧誘時の「説明義務」に関するもの、「事務処理」に関するもの、「売買一般」に関するものが多い状況でした。

あっせん申立てでは、勧誘時の「説明義務」に関するものが非常に多い状況でした。

## 3. 2023年度4~12月の相談、苦情、あっせん申立ての商品別内訳

		相				苦	情			あっせん	<b>ル申立て</b>	
商品の種類	2023年4	4~12月	2022年4	4~12月	2023年4	4~12月	2022年4	1~12月	2023年4	4~12月	2022年4	4~12月
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)								
株式	796	23.2	738	21.2	206	23.6	244	27.5	11	6.1	16	14.3
債券(仕組債を除く)	174	5.1	211	6.0	104	11.9	91	10.2	16	8.9	13	11.6
仕組債	165	4.8	277	7.9	282	32.3	232	26.1	143	79.4	51	45.5
投資信託	388	11.3	443	12.7	93	10.7	145	16.3	2	1.1	17	15.2
有価証券デリバティブ	10	0.3	10	0.3	6	0.7	15	1.7	1	0.6	_	_
金融先物デリバティブ	103	3.0	216	6.2	57	6.5	57	6.4	-	_	6	5.4
CFD	17	0.5	20	0.6	10	1.1	14	1.6	1	0.6	4	3.6
その他のデリバティブ	3	0.1	3	0.1	4	0.5	4(2)	0.5	3	1.7	1	0.9
暗号資産デリバティブ	7	0.2	2	0.1	2	0.2	-	-	1	0.6	-	-
商品関連デリバティブ	15	0.4	14	0.4	3	0.3	9	1.0	-	-	2	1.8
第2種関連商品	22	0.6	36	1.0	7	0.8	9	1.0	1	0.6	1	0.9
ラップ	27	0.8	50	1.4	8	0.9	13	1.5	1	0.6	1	0.9
先物オプション	3	0.1	2	0.1	-	-	-	_	-	-	_	_
その他	1,703	49.6	1,467	42.0	90	10.3	55	6.2	-	-	-	_
숨 計	3,433	100	3,489	100	872	100	888	100	180	100	112	100

<sup>※1.</sup> 有価証券デリバティブは株価指数先物取引等です。金融先物デリバティブには、FX(外国為替証拠金取引)や通貨オプション取引を含みます。 CFDは差金決済取引のうち主に株価指数証拠金取引に関するものです。その他のデリバティブには通貨スワップ取引や金利スワップ取引を含みます。 第2種関連商品は集団投資スキーム取引等(匿名組合ファンドの募集等)を指します。

## 概況:

商品別の内訳では、相談においては株式の割合が高く(23.2%)、苦情及びあっせん申立てでは債券のうち仕組債の割合が非常に高い状況(それぞれ32.3%、79.4%)でした。

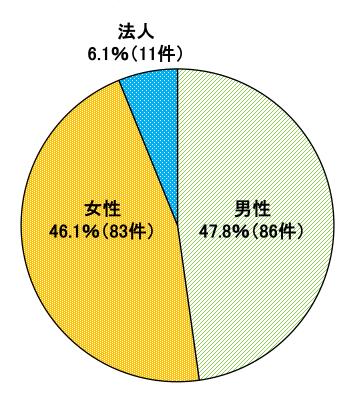
<sup>2. 「</sup>その他のデリバティブ」のカッコ内の数値は、VIXインバースETNの件数(うち数)です。

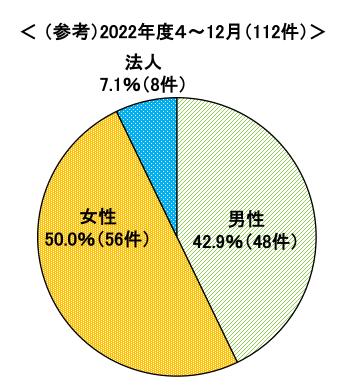
<sup>3.</sup> 当センターの対象業務ではない事項に関する相談も商品の種類に応じて分類しています。

## 4. 2023年度4~12月のあっせん申立てについて

## (1) あっせん申立者の個人(男/女)・法人別状況

< 2023年度4~12月(180件)>





## 概況:

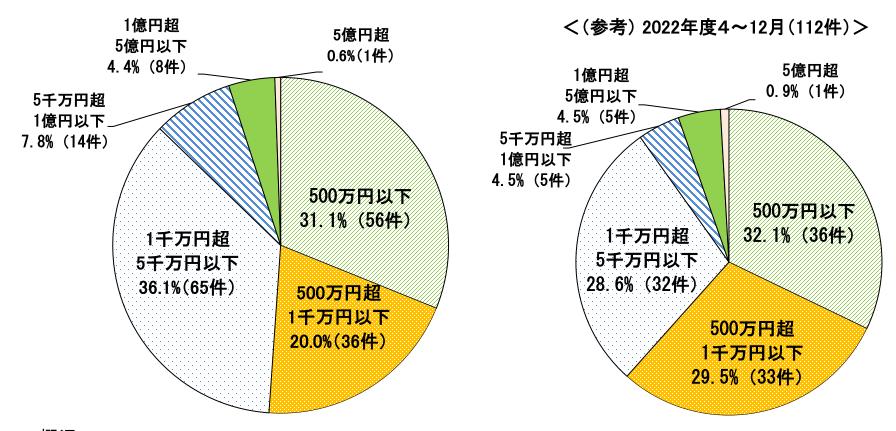
あっせん申立ての個人の内訳は、男性47.8%(86件)、女性46.1%(83件)となり、前年同期に比べて 男性の割合が僅かに高い状況でした。

なお、法人は6.1%(11件)でした。

## 4. 2023年度4~12月のあっせん申立てについて

## (2) あっせん申立てにおける請求金額

< 2023年度4~12月(180件)>



## 概況:

あっせん申立ての請求金額は、1千万円以下が51.1%(92件)を占め、「1千万円超5千万円以下」36.1%(65件)、「5千万円超1億円以下」7.8%(14件)、「1億円超5億円以下」4.4%(8件)、「5億円超」0.6%(1件)の申立てがありました。

なお、100万円以下は3.9%(7件)でした。

## 5. 2023年度4~12月(167件)のあっせん終結事案について

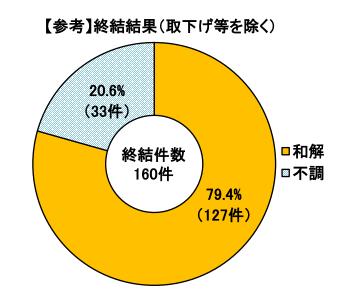
## (1) 概況

	2023年度4~12月	2022年度4~12月
期初未済件数	84	36
新規申立件数	180	112
終結件数	167(7)	83(3)
期末未済件数	97	65

※()内は取り下げ等の件数。

## (2) あっせん開催回数(取り下げ等を除く)

	2023年度4~12月 (160件)	2022年度4~12月 (80件)
10	147	67
20	12	10
3回	1	2
40	0	1
平均開催回数	1.1	1.2

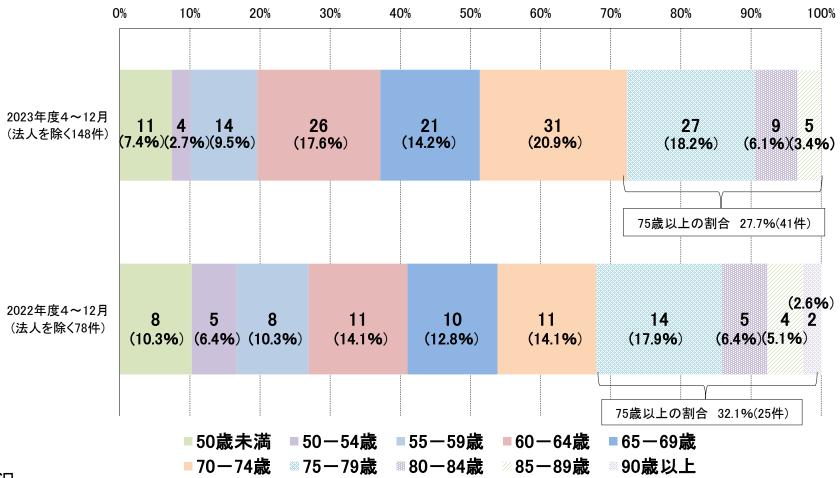


## 概況:

2023年4~12月に終結したあっせんの件数は合計160件(取り下げ等を除く)。その内訳は、和解127件、不調33件で、終結件数に占める和解件数の割合(和解率)は79.4%(前年同期66.3%)でした。 あっせん開催回数は、1回の事案147件、2回の事案12件、3回の事案1件、平均開催回数は1.1回 (前年同期1.2回)でした。

## 5. 2023年度4~12月(法人を除く148件)のあっせん終結事案について

## (3) 年齢別内訳



概況:

2023年4~12月の終結事案(個人148件)における申立人のうち、75歳以上の高齢者の割合は27.7%、41件(前年同期は32.1%、25件)でした。

2023 年度 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) における事業計画実施状況

2024 年 3 月 15 日 証券・金融商品あっせん相談センター 事業計画 実施状況  【1】苦情相談及び紛争解決業務の実施  ○ 金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。  【2】あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。								
事業計画 実施状況  【1】苦情相談及び紛争解決業務の実施  ○ 金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。  【2】あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ○ おっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた  ○ おっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上を図るため、相談・苦情処理・紛争解決業務の実務対応やメンタルヘルスケアに関する研修を実施						202	24年3月15 E	3
<ul> <li>【1】苦情相談及び紛争解決業務の実施</li> <li>・ 相談、苦情及びあっせんの受付状況(2023 年 12 月末現在)</li> <li>○ 金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。</li> <li>【2】あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み</li> <li>○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み</li> <li>○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた物話員の資質の向上に向けた物に表していずれました。</li> <li>・ 相談、苦情及びあっせん業務における相談員の資質の向上を図るため、相談・苦情及びあっせん業務の実務対応やメンタルヘルスケアに関する研修を実施</li> </ul>				証券	・金	<b>金融商品あっせん</b>	ん相談センター	_
実施	事業計画			実 施	状	況		
○ 金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。       相談       3,433       3,489       ▲1.6%         苦情       872       888       ▲1.8%         本の配客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。       古根談       180       112       60.7%         「ないの一点に向けた取組み」の方式の一点に向けた取組みを行うなど、あっせん業員及び相談員の資質の向上を図るため、相談、苦情及びあっせん業務における相談員の資質の向上を図るため、相談・苦情処理・紛争解決業務の実務対応やメンタルヘルスケアに関する研修を実施       ・相談、苦情処理・紛争解決業務の実務対応やメンタルヘルスケアに関する研修を実施		•	相談、苦情及びあっ	せんの受付ね	伏況	(2023年12月	末現在)	
とり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。  【2】あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ・ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  ・ 相談 3,433 3,489 ▲1.6%						前年同期	増減	
<ul> <li>争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。</li> <li>【2】あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み</li> <li>のあっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた切割の資質の向上に向けた物間である。</li> <li>苦情 872 888 ▲1.8% ▲1.8% ★1.8%</li></ul>	とり、金融商品取引業者等とそ		相 談	3, 4	433	3, 489	▲1.6%	
する。  【2】あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み  「なっせん業務の資質の上及び意見交換等を目的とした「あっせん業務の資質の上に向けた取組み  「なっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けたであっせん業務における相談員の資質の向上を図るため、相談・苦情処理・紛争解決業務の実務対応やメンタルヘルスケアに関する研修を実施	争等について、相談、苦情処理		苦情	{	872	888	<b>▲</b> 1.8%	
質の向上に向けた取組み 務研究会」を東京会場で9月12日、大阪会場で9月14日(いずれも Web 方式、集合方式)に開催 も Web 方式、集合方式)に開催 ・ 相談、苦情及びあっせん業務における相談員の資質の向上を図るため、相談・苦情処理・紛争解決業務の実務対応やメンタルヘルスケアに関する研修を実施			あっせん		180	112	60. 7%	
	質の向上に向けた取組み  〇 あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。		務研究会」を東京会 も Web 方式、集合方 相談、苦情及びあっ め、相談・苦情処理	場で9月 12 式)に開催 せん業務にま ・紛争解決事	日、	大阪会場で9月 る相談員の資質	14日(いず) の向上を図る:	れた

- 【3】紛争解決業務の情報提供
- 〇 金融商品に係るトラブルの未 然防止及び金融商品取引業者等 のコンプライアンス態勢の充実 向上に資する観点から、苦情処 理、あっせん状況について適切 に情報提供を行う。
- ・ 各種統計及びあっせん状況等をホームページ上に公表
- ・ 毎月、事業者と顧客間の紛争に関する未然防止・再発防止に役立て るため、参考となる事例、典型的な事例を取りまとめた「あっせん 事例集」を作成し、日本証券業協会の協会員に対し提供
- ・ 同種の苦情の再発防止を図るため、投資者より申出のあった苦情の 中から注意を要すると思われる事例を「苦情事例の概要」として四 半期毎に取りまとめ、日本証券業協会の協会員に対し提供
- ・ 毎月、すべての相談、苦情の事案及びあっせんの事案についての詳 細情報を委託元7団体に対し提供
- ・ 投資信託協会に対し、苦情及びあっせんの対象となった具体的商品 名について毎月提供
- 【4】他のADR機関、自主規制団 体等との緊密な連携
- ・ 委託元団体との定期的な情報交換の実施(毎月実施)
- 指定紛争解決機関(全国銀行協会、日本損害保険協会、生命保険協 会等)の担当者との間で情報交換を適宜実施
- 〇 他のADR機関並びに自主規
- ・ 各地の消費生活センターとの間で情報交換を適宜実施

車	芈	<b>=</b> ∔	画
₩	<del>*</del>	- A I	1891

制団体である委託元団体(日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、日本暗号資産取引業協会及び日本 STO 協会)等との緊密な連携を図る。

#### 実 施 状 況

・ 金融庁の金融ADR連絡協議会(4回)及び金融トラブル連絡調整 協議会(2回)に参加

#### 【5】普及啓発活動の実施

- 事例紹介等当センターのホームページ等の活用により、当センター及び金融ADR制度の意義、当センターの役割及び活動内容の理解浸透に努める。
- 機関誌「FINMAC」の発行(2023年7月、同年12月:ホームページ上にて公表)
- ・ 兜町交差点にある「KABUTO ONE」の大型ディスプレイ「The HEART」に当センターの広告を掲載 (2023.11.14~2024.3.31)
- 【6】業務の質の向上に向けた継続 的な取組み
- 〇 金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっきの実務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活用、検証の実施等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取組みを行う。
- ・ あっせん委員の選任過程の透明性を高めるため、理事長の諮問機関 である「あっせん委員候補者推薦委員会」を開催(2023年5月)。
- ・ あっせん業務研究会の開催(前掲)
- ・ あっせん終結結果の概要をとりまとめ、あっせん委員に配付
- ・ 証券取引等の適合性等に関する判例一覧を作成し、あっせん委員に 配付
- ・ 理事会及び運営審議委員会等の外部有識者の意見を反映させた業 務運営を実施
- ・ あっせん利用者から信頼感、納得感を得られるあっせん手続を提供するため、利用者に対し、アンケート調査を実施。2022 年度通期の実施状況を取りまとめ、あっせん業務研究会で報告。2023 年度上半期(4月~9月)の実施状況を取りまとめ、運営審議委員会及び理事会に報告
- ・ 「2022 年度の紛争解決業務等実施状況についての検証」、「2023 年 度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証」を運営審議委員 会及び理事会に報告

以上

## 2023年度 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 事業会計収支実績見込

2024年3月15日

								v. 1=	i e	(単位:千円)
	科目	20	23年度	予算	同実	漬見込	: (	差額 (実績見込-予算)	備	考
	I	経	常	収	入	の	Į	部		
1	会費収入		4,	990		6, 99	)6	2, 006		
	正会員会費収入			90		9	16	6		
	賛助会員会費等収入		4,	900		6, 90	00	2, 000		
2	助成金収入		95,	000		95, 00	0	0		
	資本市場振興財団		95,	000		95, 00	0	0		
3	苦情相談・あっせん事業収入		313,	865	3	300, 43	15	-13, 430		
	諸団体負担金		258,	134	2	240, 06	55	-18, 069		
	第2種金融商品取引業者負担金		45,	658		43, 66	8	-1, 990		
	あっせん利用負担金収入		7,	959		11, 87	1	3, 912		
	あっせん申立金収入		2,	114		4, 83	32	2, 718		
	経常収入計 (A)		413,	855		102, 43	31	-11, 424		
	П	経	常	支	出	の	ŧ	邹		
1	事業費		312,	234	3	311, 74	8	-486		
	◎相談、苦情解決及びあっせん事業支出		305,	134	3	308, 38	34	3, 250		
	人件費等		215,	650	2	206, 56	57	-9, 083		
	相談員研修費用等			800		31	2	-488		
	事務運営費		45,	224		47, 01	3	1, 789		
	あっせん委員報酬・旅費等		32,	484		43, 13	37	10, 653		
	相談員旅費及び会場費		3,	876		6, 05	9	2, 183		
	あっせん等に係る諸費用		7,	100		5, 29	5	-1, 805		
	◎情報提供及び広報事業支出		7,	100		3, 36	3	-3, 737		
	広告宣伝費		4,	150		1, 41	6	-2, 734		
	情報提供費		2,	950		1, 94	8	-1, 002		
2	管理費		101,	612	1	100, 19	9	-1, 413		
	役員報酬		28,	900		27, 12	20	-1, 780		
	事務局運営費		29,	100		28, 85	0	-250		
	賃借料		43,	012		43, 59	9	587		
	諸謝金			600		63	0	30		
3	予備費		20,	000			0	-20, 000		
	経常支出計 (B)		433,	846	4	111, 94	6	-21, 900		
	当期収支差額 (A-B)		-19,	991		-9, 51	5	10, 476		
	ш а	<b>E</b>	の他	資	金 収	入 σ	i C	邹		
	その他資金収入合計 (C)			0			0	0		
	IV - a	5	の他	資	金 支	出 の	) Ė	邹		
	その他資金支出合計 (D)			0			0	0		
	当期収文差額(A−B+C−D) (F)		-19,	991		-9, 51	5	10, 476		
	繰越金当期取崩額 (F)		19,	991		9, 51	5	-10, 476		
	差引当期繰越収支差額(E+F) (G)			0			0	0		

期首繰越金有高 (H)	57, 609	57, 609	0	
繰越金当期変動額 (-F) (I)	-19, 991	-9, 515	10, 476	
期末繰越金有高(H+I) (J)	37, 618	48, 093	10, 476	

## 2023年度 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 事業会計収支実績見込

2024年1月10日

	科 目	202	23年度 <sup>-</sup>	予算	同実	<b>淫績見</b>	込	差額	備	(単位:千円)
	I	経	常	収			ァ <u>ー</u> カ	(実績見込一予算)	MIII	.,
1	会費収入	小工		990			996			
'	正会員会費収入		4,	990		0,	96	2,000		
			1	900		6	900	2, 000		
2	助成金収入			000			000	2,000		
	資本市場振興財団			000			000	0		
3	苦情相談・あっせん事業収入			865			172	-13, 693		
	諸団体負担金			134			065			
	第2種金融商品取引業者負担金			658			668	-1, 990		
	あっせん利用負担金収入			959			527	3, 568		
	あっせん申立金収入			114			912	2, 798		
	経常収入計 (A)		413,				168	,		
	П	経	常	支			カ	部		
1	事業費		312,		1	309,	979	-2, 255		
	◎相談、苦情解決及びあっせん事業支出		305,	134		306,	633	1, 499		
	人件費等		215,	650		206,	104	-9, 546		
	相談員研修費用等			800			252	-548		
	事務運営費		45,	224		45,	307	83		
	あっせん委員報酬・旅費等		32,	484		43,	190	10, 706		
	相談員旅費及び会場費		3,	876		6,	459	2, 583		
	あっせん等に係る諸費用		7,	100		5,	321	-1, 779		
	◎情報提供及び広報事業支出		7,	100		3,	347	-3, 753		
	広告宣伝費		4,	150		1,	399	-2, 751		
	情報提供費		2,	950		1,	948	-1, 002		
2	管理費		101,	612		99,	609	-2, 003		
	役員報酬		28,	900		27,	220	-1, 680		
	事務局運営費		29,	100		28,	160	-940		
	賃借料		43,	012		43,	599	587		
	諸謝金			600			630	30		
3	予備費		20,	000			0	-20, 000		
	経常支出計 (B)		433,			409,	589	-24, 257		
	当期収支差額 (A-B)		-19,				421	12, 570		
		£ 0	の他		ı	入				
	その他資金収入合計 (C)			0			0	0		
		£ 0	の他	資	金支	出	の	部		
	その他資金支出合計 (D)			0			0	0		
	当期収文差額(A-B+G-D) (F)		-19,				421	12, 570		
	繰越金当期取崩額 (F)		19,	991		7,	421	-12, 570		
	差引当期繰越収支差額(E+F) (G)			0			0	0		

期首繰越金有高 (H)	57, 609	57, 609	0	
繰越金当期変動額 (-F) (I)	-19, 991	-7, 421	12, 570	
期末繰越金有高(H+I) (J)	37, 618	50, 188	12, 570	

## 2023年度「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」事業会計収支実績見込 2023年4月1日から2024年3月31日まで

令和6年3月15日 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

	科目	金	額 (単位:	千円)
Ι	経 常 収 入 の 部			
1	会費等収入			
	正会員会費収入	96		
	賛助会員会費等収入	6, 900	6, 996	
2	助成金収入			
	資本市場振興財団	95, 000	95, 000	
3	苦情相談・あっせん事業収入			
	諸団体負担金	240, 065		
	第2種金融商品取引業者負担金	43, 668		
	あっせん利用負担金収入	11,871		
	あっせん申立金収入	4, 832	300, 435	
	経常収入合計 (A)			402, 431
П	経 常 支 出 の 部			
1	事業費			
	相談、苦情解決及びあっせん事業支出	308, 384		
	情報提供及び広報事業支出	3, 363	311, 748	
2	管理費			
	役員報酬等	27, 120		
	事務局運営費	28, 850		
	賃借料	43, 599		
	諸謝金	630	100, 199	
3	予備費	0	0	
	経常支出合計 (B)			411, 946
Ш	その他資金収入の部			
	その他資金収入合計 (C)	0	0	0
IV	その他資金支出の部			
	その他資金支出合計 (D)	0	0	0
V	当期収支差額(A-B+C-D)(E)			-9, 515
	期首資金有高 (F)			57, 609
	当期収支差額 (E)			-9, 515
	期末資金有高 (F+E) (G)			48, 093

## 2023年度「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」事業会計収支実績見込 2023年4月1日から2024年3月31日まで

令和6年1月11日 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

	科 目	金	額(単位	: 千円)
Ι	経 常 収 入 の 部			
1	会費等収入			
	正会員会費収入	96		
	賛助会員会費等収入	6, 900	6, 996	
2	助成金収入			
	資本市場振興財団	95, 000	95, 000	
3	苦情相談・あっせん事業収入			
	諸団体負担金	240, 065		
	第2種金融商品取引業者負担金	43, 668		
	あっせん利用負担金収入	11, 527		
	あっせん申立金収入	4, 912	300, 172	
	経常収入合計 (A)			402, 168
П	経 常 支 出 の 部			
1	事業費			
	相談、苦情解決及びあっせん事業支出	306, 633		
	情報提供及び広報事業支出	3, 347	309, 979	
2	管理費			
	役員報酬等	27, 220		
	事務局運営費	28, 160		
	賃借料	43, 599		
	諸謝金	630	99, 609	
3	予備費	0	0	
	経常支出合計 (B)			409, 589
Ш	その他資金収入の部			
	その他資金収入合計 (C)	0	0	0
IV	その他資金支出の部			
	その他資金支出合計 (D)	0	0	0
V	当期収支差額(A-B+C-D) (E)			-7, 421
	期首資金有高 (F)			57, 609
	当期収支差額 (E)			-7, 421
	期末資金有高 (F+E) (G)			50, 188

## 2024年度収支予算成立前における通常経費の支出等について(案)

2024 年 3 月 15 日 証券・金融商品あっせん相談センター

定款 52 条に基づき、2024 年度収支予算成立前における通常経費の支出及び負担金 等の徴収について、次のとおり取り扱うこととする。

#### 1. 通常経費の支出

新年度収支予算が総会で承認されるまでの間は、理事長の承認を得て通常必要と 認められる経費を支出する。

## 2. 負担金等の徴収

上記の通常経費を賄うため、業務の遂行上必要と認められる範囲内で負担金等を 徴収することとする。

以 上

#### (参考)

#### 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター定款(抜粋)

(事業計画及び予算、事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- **第52条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出 することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 2024年度事業計画案 (2024年4月1日-2025年3月31日)

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

#### 1. 苦情相談及び紛争解決業務の実施

金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。

#### 2. あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み

あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。

#### 3. 紛争解決業務の情報提供

金融商品に係るトラブルの未然防止及び金融商品取引業者等のコンプライアンス 態勢の充実向上に資する観点から、苦情処理、あっせん状況について適切に情報提供 を行う。

#### 4. 他のADR機関、自主規制団体等との緊密な連携

他のADR機関及び自主規制団体である委託元団体(日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、日本暗号資産取引業協会及び日本STO協会)等との緊密な連携を図る。

#### 5. 普及啓発活動の実施

事例紹介等当センターのホームページ等の活用により、当センター及び金融 A D R 制度の意義、当センターの役割及び活動内容の理解浸透に努める。

#### 6. 業務の質の向上に向けた継続的な取組み

金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっせん業務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活用、検証の実施等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取組みを行う。

以上

## 2024年度特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター事業会計収支予算案

2024年3月15日 (単位: 千円)

科目	2022年度予算	2023年度予算	2023年度 実績見込み	2024年度予算案	備考
	I 経	常収	入の	部	
1 会費等収入	4, 984	4, 990	6, 996	4, 996	
正会員会費収入	84	90	96	96	正会員32名(@3千円)
賛助会員会費等収入	4, 900	4, 900	6, 900	4, 900	賛助会員7団体(@700千円×7)
2 助成金収入	95, 000	95, 000	95, 000	95, 000	
資本市場振興財団	95, 000	95, 000	95, 000	95, 000	
3 苦情相談・あっせん事業収入	318, 073	313, 865	300, 435	313, 216	
諸団体負担金	260, 845	258, 134	240, 065	258, 134	
第2種金融商品取引業者負担金	47, 857	45, 658	43, 668	43, 250	直近の特定事業者数を勘案
あっせん利用負担金収入	7, 400	7, 959	11, 871	8, 902	過去3か年平均
あっせん申立金収入	1, 971	2, 114	4, 832	2, 930	過去3か年平均
経常収入計 (A)	418, 057	413, 855	402, 431	413, 212	
	Ⅱ 経	常支	出の	部	
1 事業費	316, 445	312, 234	311, 748	313, 734	
◎相談、苦情解決及びあっせん事業支出	309, 345	305, 134	308, 384	306, 634	
人件費等	221, 757	215, 650	206, 567	209, 210	
相談員研修費用等	800	800	312	800	
事務運営費	45, 224	45, 224	47, 013	50, 224	あっせんシステムサーバ更新
あっせん委員報酬・旅費等	31, 143	32, 484	43, 137	35, 072	過去3か年平均
相談員旅費及び会場費	3, 321	3, 876	6, 059	4, 228	過去3か年平均
あっせん等に係る諸費用	7, 100	7, 100	5, 295	7, 100	
◎情報提供及び広報事業支出	7, 100	7, 100	3, 363	7, 100	
広告宣伝費	4, 150	4, 150	1, 416	4, 150	
情報提供費	2, 950	2, 950	1, 948	2, 950	
2 管理費	101, 612	101, 612	100, 199	109, 340	
役員報酬	28, 900	28, 900	27, 120	28, 900	
事務局運営費	29, 100	29, 100	28, 850	29, 100	
賃借料	43, 012	43, 012	43, 599	50, 650	賃借料引上げ
諸謝金	600	600	630	690	
3 予備費	20, 000	20, 000	0	10, 000	
経常支出計 (B)	438, 057	433, 846	411, 946	433, 074	
当期収支差額 (A-B)	-20, 000	-19, 991	-9, 515	-19, 862	
	Ⅲ そ(	の他資金	収入の	部	
その他資金収入合計 (C)	0		·		
	Ⅳ そ (				
その他資金支出合計 (D)	0	0	0	_	
当期収支差額(A-B+C-D) (E)	-20, 000	,	-9, 515	,	
繰越金当期取崩額 (F)	20, 000		9, 515	19, 862	
差引当期繰越収支差額(E+F)(G)	0	0	0	0	
期首繰越金有高(H)	49, 230	57, 609	57, 609	48, 093	
繰越金当期変動額(一F) (I)	-20, 000	-19, 991	-9, 515		
		·		,	
期末繰越金有高(H+I) (J)	29, 230	37, 618	48, 093	28, 231	

## 2024年度予算案 諸団体負担金内訳

2024年3月15日

(円)

		実績分担金			(参考)
団体名	基本分担金	分担率	分担金額	分担金合計	2023年度予算 分担金(当初)
日本証券業協会	2, 425, 000	91. 44%	225, 407, 830	227, 832, 830	224, 197, 226
投資信託協会	1, 070, 000	0. 13%	320, 462	1, 390, 462	1, 251, 704
日本投資顧問業協会	4, 150, 000	2. 28%	5, 620, 405	9, 770, 405	9, 212, 102
金融先物取引業協会	680, 000	4. 49%	11, 068, 254	11, 748, 254	16, 202, 682
第二種金融商品取引業協会	3, 155, 000	1. 19%	2, 933, 457	6, 088, 457	6, 148, 470
日本暗号資産取引業協会	70, 000	0. 46%	1, 133, 941	1, 203, 941	1, 032, 146
日本STO協会	75, 000	0. 01%	24, 651	99, 651	89, 670
승 計	11, 625, 000	100. 00%	246, 509, 000	258, 134, 000	258, 134, 000

<sup>(</sup>注) 実績分担金は、各協会に係る相談、苦情及びあっせん申立ての実績に応じて分担する部分である。 分担率の算定に際しては、相談、苦情及びあっせん申立てについて、1:2:7の割合で勘案する こととしている。

## 2024年度「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」事業会計収支予算案 2024年4月1日から2025年3月31日まで

令和6年3月15日 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

	科 目	金	額(単位:	: 千円)
Ι	経常収入の部			
1	会費等収入			
	正会員会費収入	96		
	賛助会員会費等収入	4, 900	4, 996	
2	助成金収入			
	資本市場振興財団	95, 000	95, 000	
3	苦情相談・あっせん事業収入			
	諸団体負担金	258, 134		
	第2種金融商品取引業者負担金	43, 250		
	あっせん利用負担金収入	8, 902		
	あっせん申立金収入	2, 930	313, 216	
	経常収入合計 (A)			413, 212
П	経 常 支 出 の 部			
1	事業費			
	相談、苦情解決及びあっせん事業支出	306, 634		
	情報提供及び広報事業支出	7, 100	313, 734	
2	管理費			
	役員報酬	28, 900		
	事務局運営費	29, 100		
	賃借料	50, 650		
	諸謝金	690	109, 340	
3	予備費		10, 000	
	経常支出合計 (B)			433, 074
Ш	その他資金収入の部			
	その他資金収入合計 (C)			0
IV	その他資金支出の部			
	その他資金支出合計 (D)			0
V	当期収支差額(A-B+C-D) (E)			-19, 862
	期首資金有高			48, 093

次期繰越収支差額 28,231

## 運営審議委員会委員の選任について(案)

2024 年 3 月 15 日 証券・金融商品あっせん相談センター

2024年3月31日をもって任期満了となる森嶋委員(株式会社みずほ銀行 常務執行役員)の後任として、兵頭氏(株式会社三井住友銀行 常務執行役員)を選任することとしたい。

候補者名	会社・役職名	就任予定日 (任期期限)
兵頭 美貴子	株式会社三井住友銀行 常務執行役員	2024年4月1日 (2025年3月31日)

(敬称略、役職名は2024年4月1日現在のもの)

(注) 運営審議委員会規則第3条第3項の規定により、運営審議委員会委員の任期は、就任の日から1年となっております。

以 上

# 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の 改正について

# 2024年3月15日



# ADR法改正の概要とFINMACへの適用

#### 1 新制度の概要

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和5年法律第17号) 以下「ADR法一部改正法」

認証紛争解決手続において成立した和解に基づく民事執行を可能とする制度(以下「新制度」)が創設

新制度に関する規定は令和6年4月1日から施行

## 新制度の<u>適用対象外</u>

#### 【新ADR法第27条の3】

- ① 消費者契約に関する紛争(同条第1号) ===
- ② 個別労働関係紛争(同条第2号)
- ③ 人事・家庭に関する紛争(同条第3号) ただし、養育費等に係る金銭債権(民事 執行法第151条の2第1項各号に掲げる義 務に係る金銭債権)に係るもの<mark>は適用対象</mark>
- ④ 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律(令和5年 法律第16号。以下「条約実施法」)の適用を 受けるもの
- ※④に該当する特定和解に基づく民事執行については、条約実施法の規律に従うこととなる

## 新制度の対象

#### 【新ADR法第2条第5号】

- ・ 認証紛争解決手続において紛争の当事 者間に成立した和解であって、
- ・ 当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意(以下「執行合意」) がされた「特定和解」が対象

法人が申立人である 事案 のみが新制度の 対象



2018年度から2022年度までの5年間に終結したあっせん1,375件の内、 法人である申立人が和解した事案は76件(構成比5.5%)

FINMAC で 取 り 扱 う あっせんの<u>90%超が</u> 新制度の適用対象外

金融ADR制度の下、<u>和解内容の執行義務は金融</u> 事業者に実質的に課されていると解される



FINMACで特定和解を取り扱う意義は低い

消費者契約:消費者(消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者をいう。)と事業者(同条第2項に規定する事業者をいう。)との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解

本ページ及び次ページは法務省のwebページを一部引用している。

# ① ADR法改正に伴うガイドライン改正への対応

## 新制度の適用対象となる紛争を取り扱うが、特定和解を取り扱わない場合

新制度の適用対象となる紛争を取り扱う認証紛争解決事業者であっても、執行合意を手続において取り扱わない (特定和解を取り扱わない)こととすることも許容される。 その場合には、

- ・1号書面等及び2号書面等の作成やこれに関する規程を置くことは不要
- ・執行合意を手続において取り扱わない旨が手続規程等で定められている必要 **\*務規程の改正が必要** 執行合意を手続において取り扱わないこと⇒「開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行」(ADR法第6条 第7号)に含まれる(改正ガイドライン2(7)ア)。
- ② 資金決済法改正に伴う対応

日本暗号資産 取引業協会

第一種金融商品取引業に係る紛争等解決業務を委託

FINMAC

資金決済法改正に伴い、 電子決済手段デリバティブ取引を自主規制の範囲に追加

対応できるように業務規程を改正する必要

③ その他所要の改正を行う

#### 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について(案)

2024年3月15日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

#### I. 改正の趣旨

今般、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和5年法律第17号。以下「ADR法一部改正法」という。)により、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく民事執行を可能とする制度が創設された。

当該制度は、法人投資家と金融事業者との和解契約には適用できるものの、当センターが取り扱う紛争解決事案の大半を占める個人投資家と金融事業者間との和解契約は適用対象外であることから、当センターにおいては、当該制度を取り扱わないこととし、その旨を明確にするとともに、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第61号。)の施行に伴い、関係団体の諸規程の改正が行われることに対応するため、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の一部を改正する。

#### Ⅱ.改正の骨子

(1) 特定和解の取扱いの明確化

当センターでは、改正 ADR 法第2条第5号に規定する特定和解を取り扱わない旨を規定する。(第40条の3)

- (2) 関係団体の諸規程の改正に伴うもの 「暗号資産」を「暗号資産等」として整理する。(第2条第18号等)
- (3) その他所要の整備を行う。

#### Ⅲ.施行の時期

この改正は、金商法に基づく認可及びADR法に基づく認証を得られた日から施行する。

以上

#### 苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について(案)

2024年3月15日

(下線部分は改正部分) 新 旧 (定義) (定義) 第2条 第2条 (略) (略)  $(1) \sim (17)$ (略)  $(1) \sim (17)$ (略) (18) 暗号資産等関連デリバティブ取引業 (18) 暗号資産関連デリバティブ取引業 一般社団法人日本暗号資産取引業協会の 一般社団法人日本暗号資産取引業協会の 定款第3条第20号に規定する暗号資産等関 定款第3条第12号に規定する暗号資産関連 連デリバティブ取引業をいう。 デリバティブ取引業をいう。  $(19) \sim (25)$  (略)  $(19) \sim (25)$  (略) (電磁的方法による手続き等) (電磁的方法による手続き等) 第2条の2 (略) 第2条の2 (略) (苦情・紛争処理機関) (苦情・紛争処理機関) 第3条 センターは、第2条第10号に定める紛 第3条 センターは、前条第10号に定める紛争 争の解決支援を行う機関として、定款第41条 の解決支援を行う機関として、定款第41条第 第1項に規定するあっせん委員を置く。 1項に規定するあっせん委員を置く。  $2 \sim 13$ (略)  $2 \sim 13$ (略) (取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲) (取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲) 第4条 (略) 第4条 (略)  $(1) \sim (3)$  $(1) \sim (3)$ (略) (略) (略) (略)  $(1) \sim (3)$  $(1) \sim (3)$ (略) (略) (4) 金融先物取引業の業務(一般社団法人金 (4) 金融先物取引業の業務(一般社団法人金 融先物取引業協会の会員及び当該会員に係 融先物取引業協会の会員及び特別参加者並 る金融商品仲介業者の業務に係るものに限 びに当該会員に係る金融商品仲介業者の業 る。) 務に係るものに限る。) (5)(略) (5)(略) (6) 暗号資産関連デリバティブ取引業の業 (6) 暗号資産等関連デリバティブ取引業の 業務(一般社団法人日本暗号資産取引業協 務(一般社団法人日本暗号資産取引業協会 会の会員及び当該会員に係る金融商品仲介 の会員及び当該会員に係る金融商品仲介業 業者の業務に係るものに限る。) 者の業務に係るものに限る。) (7)~(9) (略)  $(7) \sim (9)$ (略)  $3 \sim 6$  $3 \sim 6$ (略) (略)

旧

(センターと協定を締結している団体等の費用 負担義務)

新

第6条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)~ (4) (略)

(5) 第4条第2項第6号に規定する業務に 関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業 に係る費用(以下「暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用」という。)の うち当該年度の開始時点において一般社団 法人日本暗号資産取引業協会に加入する加 入第1種金融商品取引業者に係る費用

第6項に規定する一般社団法人日本暗号 資産取引業協会の負担金を充当するほか、 当該加入第1種金融商品取引業者が負担す る第6条の3に規定するあっせん開催期日 1回当たりの利用負担金及びあっせんの申 立者が負担する第32条に規定するあっせん 申立金を充当する。

(6) <u>暗号資産等</u>関連デリバティブ取引関連 紛争等解決費用のうち当該年度の開始時点 において一般社団法人日本暗号資産取引業 協会に加入しない加入第1種金融商品取引 業者に係る費用

当該一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。

(7)~ (8) (略)

 $4 \sim 5$  (略)

6 一般社団法人日本暗号資産取引業協会は、 毎年度、同協会の会員である加入第1種金融 商品取引業者に係る<u>暗号資産等</u>関連デリバテ ィブ取引関連紛争等解決費用について、セン (センターと協定を締結している団体等の費用 負担義務)

第6条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)~ (4) (略)

(5) 第4条第2項第6号に規定する業務に 関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業 に係る費用(以下「暗号資産関連デリバティ ブ取引関連紛争等解決費用」という。)のう ち当該年度の開始時点において一般社団法 人日本暗号資産取引業協会に加入する加入 第1種金融商品取引業者に係る費用

第6項に規定する一般社団法人日本暗号 資産取引業協会の負担金を充当するほか、 当該加入第1種金融商品取引業者が負担す る第6条の3に規定するあっせん開催期日 1回当たりの利用負担金及びあっせんの申 立者が負担する第32条に規定するあっせん 申立金を充当する。

(6) <u>暗号資産</u>関連デリバティブ取引関連紛 争等解決費用のうち当該年度の開始時点に おいて一般社団法人日本暗号資産取引業協 会に加入しない加入第1種金融商品取引業 者に係る費用

当該一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあつせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。

(7)~ (8) (略)

 $4 \sim 5$  (略)

6 一般社団法人日本暗号資産取引業協会は、 毎年度、同協会の会員である加入第1種金融 商品取引業者に係る<u>暗号資産</u>関連デリバティ ブ取引関連紛争等解決費用について、センタ 旧

ターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。

新

 $7 \sim 11$  (略)

(日本証券業協会等に加入しない者に係る基本 負担金額)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 前条第3項第6号に規定する基本負担金の 額は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会 の会員である加入第1種金融商品取引業者に 係る<u>暗号資産等</u>関連デリバティブ取引関連紛 争等解決費用の1社当たり平均見込額の 1.5 倍に相当する額とする。

4 (略)

(和解案の提示)

第 40 条 (略)

(特別調停案の提示)

第40条の2 (略)

(特定和解)

第40条の3 あっせん手続においては、ADR 法 第2条第5号に規定する特定和解を取り扱わ ないこととする。

付 則 (2024年 月 日)

この改正は、金商法に基づく認可及び ADR 法に基づく認証を得られた日から施行する。

(注) 改正条項は、以下のとおりである。

第2条第18号、第3条第1項、第4条第 2項第4号及び第6号、第6条第3項第5 号及び第6号、第6条第6項及び第6条の 2第3項を改正し、第40条の3を新設。 ーとの協定に定めるところにより、負担しな ければならない。

 $7 \sim 11$  (略)

(日本証券業協会等に加入しない者に係る基本 負担金額)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 前条第3項第6号に規定する基本負担金の 額は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会 の会員である加入第1種金融商品取引業者に 係る<u>暗号資産</u>関連デリバティブ取引関連紛争 等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍 に相当する額とする。

4 (略)

(和解案の提示)

第 40 条 (略)

(特別調停案の提示)

第40条の2 (略)

(新設)